

建設工事における低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の  
算定基準の変更について

令和5年4月1日（4月1日以降の入札公告から適用。）から、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定基準を下記のとおり変更します。

記

1 低入札価格調査基準価格

低入札価格調査基準価格の算定

低入札価格調査基準価格の算定方法を次のとおり変更する。

これまでの算定方法	新しい算定方法
① 直接工事費の100%	① 直接工事費の97%
② 共通仮設費の100%	② 共通仮設費の90%
③ 現場管理費の80%	③ 現場管理費の90%
④ 一般管理費の30%	④ 一般管理費の68%
※ ①②③④の合計額	※ ①②③④の合計額

- ① 低入札価格調査基準価格の算定式（設計額は税抜き）  
 $(\text{直接工事費の設計額} \times 97\%) + (\text{共通仮設費の設計額} \times 90\%) + (\text{現場管理費の設計額} \times 90\%) + (\text{一般管理費の設計額} \times 68\%) = a$   
 $a$ （万円未満切捨て） $\times 1.10 = \text{低入札価格調査基準価格}$
- ② 低入札価格調査基準価格が予定価格の10分の7.5以上10分の9.2以下の場合  
①で算定した低入札価格調査基準価格が予定価格の10分の7.5以上10分の9.2以下の場合は、算定した価格を低入札価格調査基準価格とする。
- ③ 低入札価格調査基準価格が予定価格の10分の9.2を超える場合  
①で算定した低入札価格調査基準価格が予定価格の10分の9.2を超える場合は、次の計算式により算定する。  
 $(\text{税抜き設計額} \times 10\text{分の}9.2) = a$   
 $a$ （万円未満切捨て） $\times 1.10 = \text{低入札価格調査基準価格}$
- ④ 低入札価格調査基準価格が予定価格の10分の7.5に満たない場合  
①で算定した低入札価格調査基準価格が予定価格の10分の7.5に満たない場合は、次の計算式により算定する。  
 $(\text{税抜き設計額} \times 10\text{分の}7.5) = a$   
 $a$ （万円未満切上げ） $\times 1.10 = \text{低入札価格調査基準価格}$

## 2 最低制限価格

### 最低制限価格の算定

最低制限価格の算定方法を次のとおり変更する。

- 建設工事の最低制限価格（低入札価格調査基準価格算定方法と同じ）

これまでの算定方法	新しい算定方法
① 直接工事費の 100%	① 直接工事費の 97%
② 共通仮設費の 100%	② 共通仮設費の 90%
③ 現場管理費の 80%	③ 現場管理費の 90%
④ 一般管理費の 30%	④ 一般管理費の 68%
※ ①②③④の合計額	※ ①②③④の合計額

- ① 最低制限価格の算定式（設計額は税抜き）  
 $(\text{直接工事費の設計額} \times 97\%) + (\text{共通仮設費の設計額} \times 90\%) + (\text{現場管理費の設計額} \times 90\%) + (\text{一般管理費の設計額} \times 68\%) = a$   
 $a \text{ (万円未満切捨て)} \times 1.10 = \text{最低制限価格}$
- ② 最低制限価格が予定価格の 10 分の 7.5 以上 10 分の 9.2 以下の場合  
①で算定した最低制限価格が予定価格の 10 分の 7.5 以上 10 分の 9.2 以下の場合は、算定した価格を最低制限価格とする。
- ③ 最低制限価格が予定価格の 10 分の 9.2 を超える場合  
①で算定した最低制限価格が予定価格の 10 分の 9.2 を超える場合は、次の計算式により算定する。  
 $(\text{税抜き設計額} \times 10 \text{ 分の } 9.2) = a$   
 $a \text{ (万円未満切捨て)} \times 1.10 = \text{最低制限価格}$
- ④ 最低制限価格が予定価格の 10 分の 7.5 に満たない場合  
①で算定した最低制限価格が予定価格の 10 分の 7.5 に満たない場合は、次の計算式により算定する。  
 $(\text{税抜き設計額} \times 10 \text{ 分の } 7.5) = a$   
 $a \text{ (万円未満切上げ)} \times 1.10 = \text{最低制限価格}$

以上